

立木に関する地権者への協議申し入れ。

現在、地権者と協議を継続しており、12月26日に、知事名により地権者に対して支障物件除去に関する協議申し入れを行ったところ、本日（28日）回答がありましたので概要をご報告いたします。

【概要】

① 知事からの申し入れの内容

- 立木について、県が年末までに伐採に着手し、年明けに集村を行なう。
- また、土地については立木除去後、県が速やかに着手し1月末日までに完了する。
- 土地利用、地すべり対策などについては、地元関係者との調整も踏まえながら引き続き協議する。
なお、12月28日までに回答願いたい。

② 地権者からの回答の内容

- 年内に立木伐採に着手することについては、未だ県の側で解決しなければならない問題があるため、時間的に困難である。
- 今後、解決に向けての協議には応じるが、協議は、書面で公開されたかたちで行なう。